

伊原道場 新潟支部 本部道場 規約

株式会社シー・エス・シーが管理運営する伊原道場新潟支部本部道場では、会員の皆様に安全で快適に体力向上をはかって頂く為に下記の事項について、ご確認させていただいております。

各項目の確認欄□にチェックをしていただき、署名捺印をお願いいたします。

1. 入会資格

- 未成年者の場合は親権者の同意がある事。
- 健康状態に異常がない事。医師等から運動を禁止されていない事。
- 他人に伝染又は感染する恐れのある疾病がない事。
- 暴力団等の反社会勢力に関係していない事。

2. 会員資格の取得

- 入会を希望するものは、所定の入会手続きを行い、道場の承認を得た上で所定の入会金及び諸費用を納入したときに会員資格を取得する。

3. 会員の種類

- 会員の種類、及び各要件は別に定める通りとする。

4. 入会金、会費及び諸費用

- 入会金は管理運営会社が定めた金額とし、入会時に納入するものとする。
いったん納入した入会金、会費及び諸経費は返還しない。
- 会費は毎月27日に翌月分を指定口座より自動振替を行う。
会費の請求業務は提携集金代行会社に委託するものとする。
- 施設の利用が無い場合でも、会費の支払い義務が生じるものとする。
- 会費の支払いを3ヶ月以上滞納した場合は除名とする。

5. 休会及び退会

- 休会及び退会を希望する場合は、毎月15日までにその旨を申し出ること。翌月末をもって休会もしくは退会となる。
- 休会は1回のみ許可し、期間は最長で6ヶ月間とする。それ以降は退会となる。

6. 会員証

- 当道場は会員に対して種類別の会員証を発行する。会員は道場の利用に際して会員証の提示をする。
- 会員証は他人に貸与及び譲渡は出来ない。

7. 除名、利用停止

- 会員は、以下の各項のいずれかに該当した場合は、除名又は利用停止となる。
 - (1) 本規約、その他道場の定めた事項に反する行為があったとき。
 - (2) 道場の名誉、信用を傷つけ、又は運営の秩序を乱したとき。
 - (3) その他、会員としてふさわしくない言動や行為があったとき。

8. 会員資格の喪失

- 会員は、以下のいずれかに該当した場合は、会員資格を喪失する。
退会、除名、死亡、資格期間の満了、会員要件の喪失

9. 届出事項の変更など

- 会員は氏名、住所、連絡先及びその他入金申込書記入事項に変更が生じた場合には、速やかに届け出なければならない。

10. 営業時間及び休館日

- 道場の営業時間及び休館日は別途定める。

11. 責任事項

- 道場で発生した人的、物的事故について、道場は一切の責任を負わない。
- 会員が道場内において自己の責任に帰すべき事由により、道場又は第三者に損害を与えた場合、会員はその責任を負う。

12. その他

- 道場は経済情勢などの事由により入会金、会費などの料金を変更することが出来る。
- 道場は本規約を必要に応じて改定することが出来る。
またその効力は全ての会員に及ぶものとする。
- 会員は道場の指定する傷害保険に加入するものとする。

本規約は平成28年2月14日より施行する。

私は上記事項及び会則の説明を受け確認しました。

入会するにあたり、上記規約ならびに会則に同意し、遵守いたします。

平成 年 月 日

(18歳未満の者)

本人自著 _____

保護者自著 _____

続柄 () _____

受付担当 _____